

固定資産税の評価における審査申出制度のフローチャート

価格等の決定（市長）

毎年3月末までに決定



固定資産課税台帳への登録（市長）

価格等決定後直ちに台帳に登録



固定資産課税台帳の閲覧

毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限の日いずれか遅い日まで



納税通知書の送付（市長）



固定資産評価審査委員会への審査の申出 （納税者）

固定資産評価審査委員会への審査の申出は価格についてのみ
課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過するまでの日



審査の決定（審査委員会）

申出を受けた日から30日以内に審査決定



裁判所への取消しの訴え（納税者）

決定に不服がある場合は、審査決定のあったことを知った日から6月以内に審査決定の取消しを求めて菊池市長を相手に訴訟を提起することができる

※価格以外の事項については、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となります。